

令和5年度第3回水巻町農業委員会総会

会議録（概要版）

第3回農業委員会総会

1. 開会日時 令和5年6月9日（金） 午前 10時00分

2. 閉会日時 令和5年6月9日（金） 午前 10時47分

3. 場 所 水巻町役場 3階 302会議室

4. 出席農業委員

木寺 敬一郎 会長	木原 一博 副会長
1番 甲斐 洋子 委員	2番 森田 まゆみ 委員
3番 嶺 才三 委員	4番 江藤 喜美雄 委員
5番 小田 尚徳 委員	6番 小田 弘二郎 委員
7番 永沼 靖 委員	8番 木原 年廣 委員

出席推進委員

北部 佃 一俊 委員	南部 入江 弘 委員
------------	------------

5. 出席事務局員

補 佐 大辻 直樹	係 員 入江 浩二
-----------	-----------

6. 欠席委員

9番 入江 鎮生 委員	事務局長 大黒 秀一
-------------	------------

7. 会議日程

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員2名

1 番 甲斐 洋子 委員

2 番 森田 まゆみ 委員

(4) 農地法第4条申請について

(5) その他事項

今後の予定について

(6) 閉会

第3回水巻町農業委員会総会

令和5年6月9日
(午前10時00分開会)

木寺会長 ; 《挨拶》

本日は入江鎮生委員から欠席の届が出ております。また、大黒課長は議会出席のため、本日欠席しております。

出席12名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年度第3回農業委員会総会を開催いたします。

議題(1) 会議録署名委員の指名について、を議題といたします。本総会の会議録署名委員に、1番甲斐委員、2番森田委員を指名します。

議題(2)の①農地法第4条申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第4条について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である小田尚徳委員から説明をお願いします。

小田尚委員 ; 建築現場は新水巻病院の裏手になります。

古い賃貸住宅を今解体していますが、そこに建てるということで建築する方々の車を置く場所です。新水巻病院とか駐車場がたくさんあるんですが、そこは利用できないということで、他のところにその場所を作ることになったというふうに聞いております。それで今回、建設する人の所有地である場所に比較的近いところの農地を一時的に駐車場として利用したいという案件でございます。現地は、従来から休耕田として、水の入ってこないような形にしてきたところでありますので、水というものについては問題ありません。そこに鉄板を敷いて、工事業者の駐車場として使うということでございます。建てる人の土地を利用すること。そして、その場所も農業に対しては影響のあるところではないというふうに考えております。ただ鉄板を敷くときに持ってくるトラックと、それがここ入って相当な重量があるかと思いますが、そういうことも国道の方から、比較的まっすぐ入ってくれる所かなというふうに思っております。問題があれば、生産組合長でもある人の所で行う事業ですので、その方に責任を持って対処してもらおうように思っております。特段周りにも影響はないと思います。また、その隣が、〇〇さんの土地ですけども、〇〇さんも承諾されてるということで問題はないと思っております。以上でございます。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

江藤委員。

江藤委員 ; 地元の委員さんと事務局にお尋ねですけれど、利用する車は乗用車程度でよろしいのでしょうか。

木寺会長 ; 事務局、お願いします。

事務局 ; こちらは、アパートの建て替え工事にかかる作業の方の駐車場とお伺いして
いますので、自家用車の駐車場という形で結構です。

木寺会長 ; 江藤委員。

江藤委員 ; 私がちょっと心配したのが、8 ページに写真が載ってます。

用水路の上に鉄鋼板がかかるような形となっておるわけですがけれども、田んぼの中の全体的に、鉄鋼板が置かれる場合については、面荷重で、かなりの利点はあると思います。

ただ、1 列目と 2 列目縦にですね、そこの端っこのほうについて、特に 1 番端っこの鉄鋼板ですがけれども、点荷重になる可能性があるんじゃないかなと考
えます。

そうなってくると、下に枕も何も敷いてなかったら下がって、今、既設の用水路に直接荷重がかかるような状況になりかねないんじゃないかなということ
で、ちょっと思ったんですけれども、その点はいかがですかね。

木寺会長 ; 事務局、お願いします。

事務局 ; 今のご質問ですが、農道が少しかまぼこ状になっておりまして、その下に農業用水があるんですが、こっちの左側の農地のほうに不陸調整をした残土で
固めて、直接、用水路に荷重がかからないような措置をするというふうには
聞いております。

木寺会長 ; 江藤委員。

江藤委員 ; ということは、残土というか、不陸調整して残った土ですね。わかりました。

木寺会長 ; 小田委員。

小田尚委員 ; はい、そういうところの問題というのは確かにあると思います。

ここの用水路はずっと使っていないと言ってもそれは、修繕しようと思ったら
使うことになるわけですね。

やっぱり、業者のほうも用水路が壊れないようにするのは当然だと思います。
ただそこは、私としても見ていきたいと思います。

そういうことがあれば、先ほどの承諾書がありますけれども、承諾書の 6 番
に入っているように、その損傷については自前で原型にということを見て
いきたいと思います。この承諾書も、実質的に本人なんですね、その辺りど
うするのかっていうのはちょっと私も疑問に思いました。

名前は違うけども、実質的には、親子なので、いろいろ考えると同一ですか
ら、事前に私には、こういったものの話は聞くだけです。

そういう時にどうするのかっていうことは、私的には利益相反に近いものもあ
るのではないかなっていう、どうするのかっていうのは、今後決められたほ
うがいいと思います。ちょっと問題点です。署名も同じなんですよ。

木寺会長 ; 江藤委員。

江藤委員 ; 事務局にちょっとお願いなんですけれども過去にこういう問題が起こったりあるいは恒久的にスラブだけ、スラブというのは上の橋ですね。スラブを付けたりする場合には、こういう用水路の上についてはですね、クリアランスをつけなさいと、できる限り余裕を取りなさいということで、占用許可を出した。

その占用許可も、願わくば 10cm ぐらいは取って下さいと、構造物が下がった場合には 10cm 分の余裕がありますから、それで何とかしのげますよという考え方なんです。

最終的にそれが 5cm になり、今はもう全くもって余裕が取れてないというのが現状なんです。

だから今、杣のおっしゃったように、一つの懸案事項として、県といろいろ話をされて、既設であっても下がる可能性はありますし、業者も余り信用出来ませんのでね、こんなこと言ったら悪いけれども、だから、一つ基準を出したほうが、よろしいんじゃないかなと思いますので、ちょっと参考としてお話をさせていただきました。

木寺会長 ; 事務局、今の江藤委員の意見どうでしょうか。

事務局 ; そうですね、江藤委員が言われたように懸案事項として、今後検討させていただきたいと思います。

木寺会長 ; それと今、その前に小田委員から、提案というか意見もあつたような生産組合長でありながら、そして、自分の所のことですよね。

その件については、今回は、農業委員である小田委員のほうに連絡は行ってるんですが、そういう扱いについては、どういうふうにするのか。悪く言えば、生産組合長は自分で印鑑を押して出す可能性もゼロではないという。

事務局。

事務局 ; もちろん今回一応、申請者とその生産組合長の親子関係であるということは理解しております。

今の時点では現行、その場合はっきりとしたことは決めておりません。過去に、親子の場合はちょっと認めてないということもございましたので今後、基準については検討していきたいと思います。

木寺会長 ; その時は、各地区の生産組合で話し合ってもらうのが 1 番かなと思います。
小田委員。

小田尚委員 ; 各地区の生産組合に任せましょうということですか。

木寺会長 ; 要は生産組合長というのはその地区の代表なので、絶対ではなくても、役員の方とかいけば、その辺には話をきちっと繋いでそして印鑑を押すという。そういうことも大事なのかな。木原委員。

木原(年)委員；頃末では、農地転用とかそういうときに、生産組合長のほか、会計とかそのほか3名、全部で5名でおりまして、全員で話し合っって印鑑を押すんです。そういうことを頃末はしております。

木寺会長；他の地区の方はいかがでしょうか。

木原副会長；二のほうですけれど、承諾書というのがありますよね。これも役員が集まってどういうふうにしてもらうか協議して、要求があれば書いて印鑑を押します。

小田尚委員；わかりました。

生産組合で、そここのところをきちっとすればいいということになりますね。

木寺会長；なるべく生産組合で1回話をもって。江藤委員。

江藤委員；それはいかがなものかと思えます。公文書ですからね。

だから、各地区でとなってくると、各々違っていたらどうするんですか。

やっぱり最初に小田委員が言われたように、ちゃんとした基準を作った方がいと思いますよ。こういう場合はどうするんだというのをですね。今回は別にして、いいかな悪いかなと私達が決めることじゃないですからね。

それと、先ほどらしきものっていう話をされたけども、誓約書と承諾書というのは、サインされた書体が同一としか判断できませんよね。

これでいいのかっていう話、そういうところはどうかということ、やっぱり全体的に決めておかないと、各地区で、猪熊はいいんだよ、杵は駄目なんだよっていう話になってくると、おかしくなっちゃいます。

これは絶対あったほうがいいと思います。

木寺会長；副会長。

木原副会長；マニュアルみたいなものを作ってもらったらいいわけですね。

木寺会長；佃委員。

佃委員；さっき質問とか説明の中で、直接鉄板とか敷くのは問題があったと思うんですけど、前は宅地をつくる時用水路の上は必ず浮かせるという申し合せがあったような気がするんですよ。

それだけ前は厳しかったですよ。

だから今回の場合はいい悪いは別にして、親子であろうとなかろうと、一応近所におられる農業委員の方に連絡がいつているという事は、それはそれで、私は一つの流れの中でいいと思うんですけどね。

以前、生産組合長をしてて、自分の所の農地転用のことを誰にも言わないで、地区の人にも知らなくて、印鑑を押してぱっと出されて、農業委員会総会で初めて地区の人がそれを知ったという例もあるわけですよ。

そういう場合になってないから、いいんじゃないかなという気持ちはあるんですよ。

ただ、江藤さんが言ってるように、直に置かないようにするという基準は、昔はあったような気がするんですよ。
家をつくるときには、用水路には必ず 10 cm、盛上げて、絶対用水路に負担がかからないようにそういうことが申し合わされて、厳しかったんですよ。
過去に人によっては俺のとこだけ何で厳しいかと言われた方がおられますよ。他のとこは、直でやってると、あっちは簡単に通ってるやないかという方もおられたような気がするんですよ。
だから、江藤さんが言われたように、出来たら直やないで、やっぱりちょっとクッションを置けるなら置くという、杣に置けて言うんじゃないんですよ。全体が置くように、そういう決意を改めてすればいいんじゃないかなと思います

入江弘委員；委員長。

木寺会長；入江委員。

入江弘委員；この部分っていうのは、もう水が来ない状態なんですか。

小田尚委員；止めてます。

水の入り口の右左が分かれるところに、右に来ないような形で、土が入ったり、この通路が自体に、かなり泥が入っていて、私も 1 度も上げたことがないですね。休耕田としてずっとやってきたところです。

入江弘委員；委員長。

木寺会長；入江委員。

入江弘委員；ここは水が浸かってないんですね。

小田尚委員；浸かってないんです。

入江弘委員；実は私も隣が売られて、それで用水の取り口が全くこの状態と一緒に、私のところは用水が 40 cm くらいあって、コンクリートの蓋が被っているんですよ。今も取っているんですけど、それで 1 番最初はそれがわからなくてそのままの状態に鉄板被せて用水の上にコンクリートのブロックがずっと敷いてあります。そのままだったんです。すると水を取るときに、少しずつ下がって行って上から圧力したら、隣の私の田んぼですから、調整次第でそこから道路に吹き上げるんですよ。

それで地域の方から苦情を言われてですね、そして、また 2 回目に奥の家が建った時には鉄板にしてくれと言われました。その時には約 3 cm の大きい鉄板を敷いて油圧をトラックがかけても隙間ができないように先ほど江藤さんみたいな考え方です。それでしてもらったんですよ。だから今後、鉄板敷くときは角材みたいなのを置いてもらってから上の圧力が U 字溝にかからないようにしたほうが、将来的に町のほうとしてはもう支線ですから、自分で掃除しなさい。そういう状態があるんですよ。

それともう一つ、いいですか委員長。

木寺会長 ; はい。

入江弘委員 ; 農業委員会にかける前の書類、承諾書の出し方は、私が2年間下二の生産組合長をしたときは、下二でなにかあれば全員参加して、こういうことで上がってきています、田んぼが売られますからってということで皆さんに報告をする。そうすると、いろいろ意見が出てきますよ。

それで用水の関係とかいろいろな問題をクリアすれば、最終的に印鑑押していいですかって皆さんに私はいつも聞いてから提出したんです。

ところが私以後、役員だけが呼ばれて会議して、私そのときに行ったことあるんですが全体でやらないと下二の生産組合は、まだ規模が大きいから、だからそういうところを考慮するなら全員でここはこれでいいよねっていう話をしてもらいたいんです。だから委員長のほうから、そういうシナリオを書いてですね、事務局に書かして、そのように今後やっていくという形をとらないと、自分が生産組合長で自分の田んぼだけ自分で印鑑ついて後は知らんという状態も出てきます。

それをなくすように、委員長自らですね、大事な骨子をつくってもらえば、私は理想の申請書の書き方だと思います。

木寺会長 ; 小田委員。

小田尚委員 ; 大変ありがとうございます。

私も今回は農転ではないですけど、このような案件が出てきたときに、杓は、作っている人が少ないものですから、従来から、大体生産組合長の印鑑だけでいってるんですね、それでいいのかなっていうふうにずっと疑問を持っていました。

だからほかの地区でそういうふうにもやられてるとするのは、非常に参考になると思います。

関係する方だけでも集まって話をして、そして代表として印鑑を押す。そういうことってというのは、責任ある行動ではないかなというふうに思っております。

そういうことは、杓でもできるようにしていければなと思いますので、非常にありがたく思います。それと側溝ですね、U字溝のところ、これも今、確かに、休耕田で、20年30年もつかもしれませんが、そのU字溝が入ってて、作ろうと思えば作れるわけですから、そこが、車の影響で、沈むとかあってはやっぱりいけないと思うんですね。

そういうことは、注意してほしい。もし沈んでいたら私としては、それを元通りにと言う権利はあるなというふうに思ってます。

そこには十分注意していただきたいと、だから重量のある車両はないんです

よねっていうことの再確認をしておいていただいてもいいでしょうか。

江藤委員 ; すいません。いいですか。

木寺会長 ; どうぞ。

江藤委員 ; 先ほどの私の話で追加だけさせていただきたいと思います。

クリアランスの関係というのは特に、こういう、もう用水路が完全に、道路とか排水とか分離したところについての話であって、例えば道路側溝と、兼用しているところ、猪熊は、ほとんどそうなんですけれども、それとか、前の道路と同じ高さで、こういう用水路がある場合は、10cmのクリアランスをとって、例えば15cmの床板を掛けると25cmの高さになりますよね。

そしたら、結局、道路のほうに、ちょうど蹴上みたいな格好でとりつけないといかんから、かえって事故が起こったりするという可能性があるわけですよ。

だから、そういう場合についてはもうやむを得ず用水路の上に乗せなくちゃいけないという状況にもならんことはないんですよ。

そうなってくると、その上の荷重の問題がありますから、今度は、その上にかかるスラブの関係、コンクリートの基礎で大きくするとか、小さなやつでもいいから杭を打つとか、いろいろ方法もあると思います。

その代わり、用水路が下がらないようにしますよっていう考え方ですね。

だから、あくまでも今回、杣のようなこういう用水路があってその上に直接架かるようなことをすると用水ですから、1cm下がっても、オーバーフローするということがありますのでね。

そこのところ臨機応変に考えないといけないんじゃないかなと思いますのでちょっと申し訳なかったですが先ほどの私の発言の中に足りないところがあったんで、追加させていただきます。

木寺会長 ; 今、用水路を架ける鉄板の話と申請者と生産組合長と一緒にという場合の2点について色々と話しがありました。他に皆さん意見がありましたらお願いします。

今の話の中で今回の杣については鉄板をそのまま用水路に架けるといって、そういう申請出ていますが例えば事務局の方で、今いろんな意見がありましたので、業者の方にご意見があったから、そういう対策ができるのかとか、そういうのがあればいいのかなとは思いますが、それから生産組合長が、自分の申請でそのまま印鑑を押すという。今回は特にそういうのではないと思いますが今後のことを考えて、事務局と私の方で話をして、さっき入江委員が言ったそういうマニュアルを作っていくということで進めてどうかなとは思いますが。皆さんいかがでしょうか。

一同 ; はい。お願いします。

- 事務局 ; 基本的に用水ですが業者と話をする時に、農業用水を横断する場合は直接農業用水に荷重がかからないような構造物を作ってください。と随時指導をしております。ただ、江藤委員が言われたように道路側溝と一体になってこう繋がってるようなところで蓋がかかっているようなところは、もうそこはそれ以上のことはできませんので、指導をしております。
特に支線については直接荷重がかかって農業用水が割れたり下がったりするようなことがないように措置を必ずとってくださいっていうふうな指導は事務局としてはしております。
- 木寺会長 ; 今、事務局の話があったように用水路の件は事前に業者との負担かからないって話が出ていますので、今回の机についてもそういうふうになってるってことですね。
- 事務局 ; そうですね。枕を付けて鉄板を引くので、ちょうど浮いた形で空間ができるような形ではございます。
- 木寺会長 ; 小田委員。
- 小田尚委員 ; それに付け加えて、もし何かありましたら、またそれを復元してもらおうと、そういうような話も生産組合長にしていきたいと思っております。そこは責任をもってやっていきたいと思っております。
- 木寺会長 ; 皆さん、よろしいでしょうか。
- 一同 ; はい。
- 木寺会長 ; 質疑を終わります。
それでは採決を行います。
議題（２）の①農地法第４条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。
- 一同 ; (挙手)
- 木寺会長 ; 賛成全員と認めます。
よって議題（２）の①農地法第４条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。
次に行きます。
その他を議題といたします。
事務局なにかありますか。
- 事務局 ; その他の中で２点ほどございます。いずれも、議題には載せておりませんが、１点目は任期満了にともなう新農業委員の選任についてです。
昨日開催されました、水巻町議会定例会において、候補者１１名全員が承認されましたので、ご報告いたします。
引き続きご就任いただく委員の皆様におかれましては、新たな任期の開始は７月２０日からとなります。７月２０日に臨時総会を開催させていただきますの

で、日程調整をよろしく願いいたします。

また、今季限りでご退任の委員の皆様におかれましては、任期満了は7月19日となりますので、7月の農業委員会総会まで、よろしくお願いいたします。

2点目は、前回の総会でご質問のありました、猪熊の転用許可地の工事が中断されているとの件ですが、該当地は、昨年8月に転用許可の下りた猪熊の農地でございます。

当初の予定では、昨年10月に着工し、今年の4月に完了予定とのことでしたが、先週、一建設に連絡を取り、進捗状況について聞き取りましたので、その内容について、ご報告いたします。

着工が遅れた理由といたしましては、昨今の原材料等の価格高騰により、当初予算での業者との調整及び施工人員の確保に時間を要したため、遅延に至ったということでございます。

今後の造成工事につきましては、農繁期の兼ね合いを考慮して、地域の方々に迷惑をかけないように、9月着手予定、来年の3月に完成予定とのことでございます。また、改めて進捗状況報告書を提出するよう指導いたします。

報告は以上です。

木寺会長 ; 江藤委員、よろしいでしょうか。

江藤委員 ; 先月の委員会が終わって何日かしたら業者が何人か見えて現場で立会されていきました。早速、補佐が連絡をとってくれたんだと思ひましてご足労かけました。ありがとうございました。おかげさまで進むようになりました。

木寺会長 ; 事務局、まだありますか。

事務局 ; 以上です。

木寺会長 ; 今までの事務局の説明の中で意見があるかたは挙手をお願いします。ないようでしたら、今後の日程等について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《今後の日程について説明》

木寺会長 ; それでは、全体を通して、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。ないようでしたら、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第3回農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時47分閉会)

会議録署名人

1 番

2 番